

## 株主相互金融序説

並 木 俊 守

## 一 本稿の目的

茲二三年來、我國經濟が、深刻な金詰りに襲われると共に、忽然として出現し、當初は僅々二三百萬圓の資本金から出發しながら、現在は既に、その數約百社、その動かす資金量は、實に三十億圓といわれ、金融界に問題を投じているものに、株主相互金融會社がある。

株主相互金融會社が驚異的發展を遂げて以來、これに對する他の既成金融機關の非難は、轟々たるものがあり、法務當局者にも、法的にこれを違法なりと指摘するものもあるのであるが、これに對する政府の態度は、極めて慎重であつて、未だに最後の結論には到達してはいないようである。

斯くて、株主相互金融會社は、果して違法であるのか、或は、脱法行爲であるのか、それとも、法律の限界すれすれを強行する合法行爲であるのか、確たる結論もつかないままに、依然として放任せられたまま、發展を續けてゐるのである。

然し乍ら、株主相互金融會社は、銀行、相互銀行、無盡會社、信用金庫等の、既設金融機關から、全然相手にされない、零細小商工業者の資金を吸収しているが故に、若し、一度、これが經營不振に陥つた場合には、それによつて蒙るであろう、零細小商工業者の慘状は、目に餘るものがあり、のみならず、假に、今後政府當局によつて、斷乎業務停止の處分を受けた場合には、その及ぼすであろう社會的混亂は、多くの犠牲を以てしなくては、到底收拾がつかないものと考えられる。本稿は、斯る現實に、社會に行われている、金融方式の、法律的検討であつて、所謂株主相互金融の實態を紹介して、この經濟的意義を探究し、ついで、これと貸金業法、並に、商法、就中會社法及び證券取引法、との關係を考察し、その法律的問題點を提供し、更にその詳細の研究は、本論として、他日の研究に譲りたいと思ふのである。

本稿の研究については、適當な参考文献はないのであるが、次の著書及び論文は、これを取扱つてを、参考とせられるべきである。

高橋勝好 金融金理事犯の解説

河井信太郎 會社事件捜査概論

常盤敏太 商事に關する犯罪(青山論文集所載)

高橋勝好 不正金融に關する二三の考察(財政經濟弘報第二六五號)

尙株主相互金融の實際及び運営について、時事問題を取扱つたものとして、「金融週報」がある。

## 二 株主相互金融の實際

### 株主相互金融序説

株主相互金融とは、貸金業を行う株式會社が、資本金、即ち、設立又は増資の際、株主から出資として拂込を受けた金額、並に、設立又は増資の際の新株式引受人であつた株主が、その株式を他に譲渡した際の株式賣買代金を、會社が賣主に代つて日掛で取立て、これを、賣主の委任によつて、會社の内部に留保した金額とを以て、自己の會社の株主に限つて、その所有株式の額面合計額の三倍迄の金額を、日掛又は月掛返還の約で、融資を行う金融方式を云う。これを分析説明する前に、株主相互金融は、その内容及び業務方法が、未だ一般に明かでないので、その實際を概観する。

先づ、株主相互金融會社中でも最大會社の一といわれ、資本金約二億圓と云われる、某相互金融會社は、次の要領で大衆資金を吸収する。即ち、その案内書によれば、

「制度と特色」

利殖に納税に資金難の解決に有利で安全な株主相互の金融利用機關です。

左記の通り日賦又は月賦により、日々僅かな掛金で、知らぬ間に、株主になることができます。

融資を希望される方へは、株式の拂込完了後左記により、融資を致します。融資金返済完了後は、繰返して融資を受けることができます。融資を受けない株主には、左の優待金をお支拂します。

④ 一口 六百圓    ⑤ 一口 三百圓

但し拂込完了後六ヶ月毎にお支拂します。利殖を希望される方へは、左記により優待金をお支拂します。

というのである。即ち、株主相互金融の方式は、融資のAに例をとつて要約すれば、融資を受けたものは、此會社の株式二百株を、一株五十圓の額面價額で買受け、賣買代金を一日百圓宛の日賦で、集金代行者である會社を通じて、賣主に支拂が完了すれば、會社から株式買受代金の三倍である、三萬圓迄融資を受けることができる。株式の買受代金を完済し乍ら、融資を受けない者は、六ヶ月毎に、金六百圓の優待金を支拂うから、年一割二分の利息に廻ると云

株主相互金融序説

| 利殖希望 | 全額一時期 | 掛込時  | 六ヶ月後   | 爾後六ヶ月毎 |
|------|-------|------|--------|--------|
| 五〇〇圓 | 三〇〇圓  | 九〇〇圓 | 一、四〇〇圓 | 一、〇五〇圓 |
| 三〇〇圓 | 二〇〇圓  | 七五〇圓 | 一、〇五〇圓 | 七〇〇圓   |
| 二〇〇圓 |       | 五〇〇圓 |        |        |

| 利殖希望 | 記號 | 種別 | 株數   | 株金      | 掛金     | 期間   | 滿期優待金  | 滿期後六ヶ月 |
|------|----|----|------|---------|--------|------|--------|--------|
| 神    | 日  | 株  | 四〇〇株 | 二〇、〇〇〇圓 | 一〇〇圓   | 二〇〇日 | 七七五圓   | 一、四〇〇圓 |
| 德    | 日  | 株  | 三〇〇株 | 一五、〇〇〇圓 | 一、〇〇〇圓 | 一五ヶ月 | 一、三〇〇圓 | 一、〇五〇圓 |
| 月    | 日  | 株  | 二〇〇株 | 一〇、〇〇〇圓 | 一、〇〇〇圓 | 一〇ヶ月 | 五〇〇圓   | 六〇〇圓   |

| 融資 | 記號 | 種別 | 株數   | 株金      | 掛金     | 期間   | 融資額     | 返還期間 | 返還金額      |
|----|----|----|------|---------|--------|------|---------|------|-----------|
| ④  | 日  | 株  | 二〇〇株 | 一〇、〇〇〇圓 | 一〇〇圓   | 一〇〇日 | 三〇、〇〇〇圓 | 三〇〇日 | 一日一〇〇圓    |
| ③  | 日  | 株  | 一〇〇株 | 五、〇〇〇圓  | 一、〇〇〇圓 | 五ヶ月  | 一五、〇〇〇圓 | 一〇ヶ月 | 一ヶ月一、五〇〇圓 |

うのである。

右は株主相互金融を、融資乃至は利殖希望者の見地から見たのであるが、これを會社の見地から見れば、次の如くなる。即ち、現在何億圓という資本金の會社があるが、その殆んどが、最初は數名の者を發起人として、百萬圓位の資本金で出發する。此場合に、設立當時の資本金は、發起人等が、現實に資金を持つていて、拂込に充當する場合もあれば（以下現實拂込と略稱する）、他より一時借金をしてきて、拂込に充當する（以下見せ金と略稱する）場合とがある。會社が設立すると、現實拂込の場合は、資本金に相當する財産は、そのまま會社に留保するが、見せ金の場合には、直ちに、發起人等の株主（これらは殆んどが役員となつてゐるのが普通である）に對して、假拂金又は役員貸付金の形式で、社外流出させる。次いで、當初の株主（以下原始株主と稱する）は會社に委託して會社の名で、新に株主となつて、融資を受けようとする希望者に對して、その所有株式を讓渡し、會社は株式讓受人との間に、現實拂込の場合には、賣買代金を日賦又は月賦で支拂う契約を結び、見せ金の場合には、賣買代金の支拂に代えて、原始株主の會社に對する假受金又は借入金の支拂債務を、新株主が引受けて、日賦又は月賦で支拂を爲すことを約する。斯くて、新株主は、會社に對して、株式買受代金又は株式買受代金相當額の債務に當る現金の支拂を、日賦又は月賦でなすが、現實拂込の場合、原始株主は、會社が集金した株式賣買代金を、會社から受取ることをせず、そのまま會社内留保し、會社は、その金を、原始株主よりの假受金又は借入金として、記帳處理し、見せ金の場合には、勿論そのまま會社内留保するのである。斯くして、原始株主の株式が全部新株主に讓渡され、これが株式買受代金の支拂が完了すると、會社は、現實拂込の場合は、當初の資本金の二倍に相當する資金を擁するようになり、見せ金設

立の場合は、當初の資本金相當額の資金を有するようになる。ところで、株主相互金融方式は、當然に多數の株主を必要とするので（その必要性の經濟的研究には觸れない）、會社は常に新株主を募集するのに必要なだけの株式を、用意しておく必要があるので、會社は適當な時期に、原始株主からの假受金又は借入金、原始株主に返還し、原始株主は、此金を再び増資新株式の拂込みに充當して、再び増資株式の株主となり、再びその株式を、株主たらしめる希望者に譲渡し、斯くすることによつて、會社は算術級數的に増加して、遂には何億という資本金を有するに至るのであるが、最近においては、斯様な方式による増資によらないで、一般から直接會社が株式申込の豫約をとり、右豫約に基き、會社が株式の拂込を立替代拂し、ついで、代拂金を株主から日掛で回収する方式が行われ、一時に五千萬圓の増資を完了した例（日本商工振興株式會社）がある。ところで、融資を受けた株主は、融資金を日賦又は月賦で返済するのであるが、返済が完了したときは、自己の希望により、そのまま株主として、年二割近くの優待金の支拂を受け、或は即座に、前回同様、所有株式額面總額の三倍迄の融資を受けることもできるのであるが、斯様な希望の無い株主は、會社に株式の賣却を依頼することにより、會社は此株式を、新に株主たらしめる者に賣却の取次をするのであるが、會社は、即座に、株式買受人に、株式買受代金を融資して、株式譲渡人に支拂を完了せしめ（但し實際上は株式買受のための融資金は、株式買受人の手に渡ることなく、直接株式譲渡人の手に渡るわけである）その後、融資した株式買受代金を日掛で返済せしめ、それが完了すると額面の三倍迄の融資をして、日掛で返済せしめ、返済が終了すると又賣買を取次ぐのであつて、斯くことを繰返すことによつて、株主相互金融は、不斷に發展を遂げてゆくわけである。

## 三 株主相互金融の意義

株主相互金融の意義については前節の冒頭に述べたので、茲では、その意義の要素を分析説明することとする。第一に、株主相互金融は、貸金業を行う株式会社によつて行われる。

(イ) 株主相互金融は、株式會社によつて營まれる。株主相互金融の融資々金は、社員からの出資金から成り、而も、前述した實際の要求から、社員たる地位は、容易に譲渡し得ることが必要であり、且社員の數は、當然に數百乃至數萬に達することが豫想されるので、合名會社、合資會社等の人的會社は適當ではなく、又社員の數が制限を受ける有限會社も、同様の理由により、不適當であつて、株式會社のみが此要求に適應する。

(ロ) 株主相互金融は、貸金業者によりて行われる。茲に貸金業者とは、昭和二十四年法律第七十號貸金業等の取締に關する法律(以下貸金業法と略稱する)第二條により、金錢の貸付又は金錢の貸借の媒介をする行爲を、業として行うものであつて、必要書類を大藏大臣に提出し、それが受理されている者を云う。現在貸金業を行うことができる者は、貸金業者に限られた結果(貸金業法第五條)、貸金業者でない者が行う株主相互金融は、當然に違法であるから(同法第十八條第一號)、茲に本稿の研究對照ではない。

第二に、株主相互金融の融資々金は、社員の出資金及び、原始株主(その意味は前節で説明した)よりの假受金(又は借入金)より成立している。

株主相互金融の融資金は、資本金より成つてゐることは勿論であるが、これ以外に、常に原始株主が所有株式を他

に譲渡した賣買代金を、會社が集金して、そのまま會社内に、原始株主からの假受金或は借入金として留保したものから成つてゐる點に、株主相互金融の著しい特色がある。然し乍ら、見せ金設立及び見せ金増資による場合には、斯る假受金は存在しないのであるが、設立當初より、全然見せ金である會社は、殆んど存在しないのであつて、必ず斯様な意味の假受金が存在するのを通常とするのである。

第三に、株主相互金融は、日賦又は月賦辨済の約定で、その會社の株主に限つて、融資を行う會社である。

株主相互金融會社の融資金は、社員即ち株主の元入資金より成るのであるが、株主相互金融會社が、其經營を合理的に行うためには、必然的に多數の株主から、資金を吸収する必要があるが、そのためには、融資先を株主に限定することにより、融資を受けるためには、必ず株主たらざるべからざるものとして、融資を受ける迄の期間、株主として出資金を、他へ融資する資金として、利用せしめる必要があるのである。斯の如くであるから、融資先を株主に限定するということは、株主相互金融の本質的要素であると云うべきである。

#### 四 株主相互金融の發生原因

株主相互金融の法律的考察を行うためには、その發生原因を知る必要がある。蓋し、目的論的解釋方法は、現代我國商法學に於て、頗る重視され來つたところであるが、株主相互金融の發生原因を知るとは、その法律關係の、事物自然の性質、若くは、社會的需要を發見するのに極めて役立つのであつて、目的論的解釋の資料を提供するからである。



株主相互金融は、その發生原因を、終戦當時のインフレーションに求めることができる。即ち、當時の物資不足は、造れば必ず賣れ、運べば必ず儲る社會を現出し、世人は只管に、資金獲得に狂奔し、遂には、十三と稱して、十日間に三割という程の、殺人的高利迄出現したため、零細小商工業者は、全く資金から見離され、只管没落の一途をたどつた。此時に、殖産會社が發生し、所謂萬世クラブ式の金融機關が發展し、時流の波に乗つて、忽ち巨億の金を動かすようになつたが、此等の方式は、加入者が順調に増加してゆけば、問題はないが、一度新規加入者が杜絶えたり、或は貸付金が焦付くと、忽ち經營が行詰り、善良な零細小商工業者の資金を皆無に歸せしめてしまうので、此等加入者の保護を圖り、健全な金融方式を確立するために、昭和二十四年法律第七十號を以て、貸金業等の取締に關する法律が制定せられ、殖産方式乃至萬世クラブ式の金融を禁止すると共に、これらを正規の金融機關に轉換又は吸収させ、且高金利を禁止しようとした。それによつて、殖産會社のあるものは、無盡會社へ轉向したが、直ちに法令による多くの制限を受けて、従來通りのサービスを、顧客に與えることができなかつた。そこで、殖産會社のあるものは、貸金業者として届出をなし、而も従來同様のサービスを顧客に與えるために、所謂株主相互金融なる金融方式を編み出し、忽ち發展して現在に至つてゐるわけである。

然らば、何故に、株主相互金融が、嚴重な監督と制限の下に大藏大臣の認可を受けて、その健全さを保證されてゐる相互銀行、無盡會社に伍して、これほど迄に發展を遂げたのであろうか。

先づ之を加入者の面より考察するならば、

第一に、相互銀行及び無盡會社に於ては所定の期間所定の掛金を約款通り正確に拂込まなければ、所定の時期に給

付を受けることができず、沉んや途中掛金を延滞したときは、給付を拒絶せられるか、或は多額の違約金を取立てられて解約せられるのである。したがつて、斷絶的に掛金を拂込むという要望に應ずることができないのみか、豫定の時期以前に急に資金が必要になつても、不時の融資を受けることは不可能である。抑々商業社會は變轉常ないものであるから、何時資金が必要となるかは、全く豫定できないところであり、のみならず一般市民と雖も、災害疾病のために、不時の出資を餘儀なくされるのであるから、現在の相互銀行又は無盡會社の方式では、到底かかる需要に應ずることはできないのである。ところが、株主相互金融に於ては、株式を買受けてその代金を完済し名義書換を完了すれば、何時でも株式額面の三倍迄の融資が得られるというのであるから、途中迄株式買受代金の日賦辨済をしている者は、資金の必要な場合には、殘額の支拂を一時に完了すれば、即座に規定通りの融資が得られるというのであつて、社會的必要に應ずることは勿論であり、のみならず、株式買受代金の支拂なども、相互銀行が大藏大臣の監督を受ける結果その支拂が極めて嚴格さを要求されるのに反して、その相互金融會社の任意に委ねられている結果、極めて弾力性ある處置がとられ、この點に於ても、相互銀行に比し、遙に顧客に有利なものとなつてゐるのである。

第二に、相互銀行及び無盡會社に於ては、給付金の返済を完了したときは、引續き融資を受けることはできず、改めて契約して掛金を拂込まなければならぬ。これに對して、株主相互金融に於ては、株主であれば何時でも融資が受けられるのであるから、一度融資金の返済が終つても、株主たることを止めない限り、即座に新しく融資を受けることができるのである。此點に於て、株主相互金融の長所は強く現れ、到底他の相互銀行等が及ぶことはできないのである。

次に之を株主相互金融會社の方面より考察するならば、

第一に、株主相互金融は、株式を譲受けて株主になることと融資を受けることが、不可分的に結びついているので、融資々金提供者である株主を見出すことが極めて容易であり、従つて、會社經營者が増資新株の拂込を引受けても、直ちに株主たらしとする希望者にその株式を譲渡することができて、拂込資金を回収することができる結果、幾回となく引續いて増資することができ、忽ちにして大衆資金を吸収して巨大資本に發展することができるのである。

第二に、株主相互金融に於ては融資以前の株式買受代金の日賦支拂の状態を観察することにより、融資希望者たる株主の、資産内容、支拂能力、信用の度合及び誠實性を調査することができる。此點に於て株主相互金融は、一般庶民金融機關が、不十分な信用調査能力の下に、極めて不健全な貸付を行い、常に貸倒の危険にさらされているのと異つて、貸付金の回収の確實性が強いという特長を有しているのである。

## 五 株主相互金融の問題點

### 一、貸金業等の取締に關する法律との關係

株主相互金融は貸金業であるから、先づ貸金業法との關係が問題となるが、最も多く論ぜられるのは、同法第七條との關係である。

先づ、株主相互金融は、貸金業法第七條に違反すると主張されるのは、法務府檢務局經濟第一課長高橋勝好檢事である。

同件事は、株主相互金融の事實關係を法律的に分析されてこれを、「百圓宛の日掛で五十日間拂込んだ人に對して、金一萬五千圓を融資する。融資を受けた者は、舊通り百圓宛の日掛で借受金を返済しなければならぬ。というに盡きる。」とされて、此方法は、名を株式の賣買に藉りての「預り金」又は掛金の徴收であり、一面に於ては改正前の無盡業法第一條第二項及び改正前の貸金業法の附則第四項所定の「みなす無盡」に該當し、他面に於ては貸金業法第七條第一項所定の「預り金」に該當するが故に、前者は大藏大臣の許可なしには何人も營むことができない業務であり、後者は貸金業者が嚴禁されているところのものであると斷ぜざるを得ないと説明される。<sup>註一</sup>

そうして、株主相互金融が、株式の賣買を假裝するに過ぎない論據として、「加入者は、名もない會社の株式を賣買する意思は毛頭なく、したがつて、その株を取得することは、全然考慮せず、ただ一萬五千圓の融資を目當にして、その賣買という形式が踏まれているのが實情であり、且現實に株式の移轉が爲されず、而も同一番號の株式を同時に數人に賣却しているという實情及び、買受けた筈の株式は、その後間もなく原價で賣戻され、しかもその代金は、右の貸金の返済に充當されて、加入者たる賣主には支拂われないという事實」を擧げられる。<sup>註二</sup>

そこで右の違法論を中心として考察を進めることとする。

第一に、株主相互金融の運営する資金は、「預り金」から成つていゝものであろうか。

貸金業法第七條によれば、「預り金」とは、不特定多數の者からの金錢の受入れで、貯金掛金その他何等の名義を以てするを問はず、これらと同様の經濟的性質を有するものをいうと規定されている。

そこで右の意義を分説すれば、

一、「預り金」とは、不特定多數の者からの金錢の受入れであることを要する。茲に不特定多數とは、不特定且多數の意義と解すべきことは字義より明かである。そして、不特定とは、金錢の受入れが、廣く何人をも對象として行われ、最初からその人名が特定されていないものを云うと解すべきである。

二、「預り金」とは、預金貯金掛金その他何等の名義を以てすると問わず、これと同様の經濟的性質を有するものである。茲に同様の經濟的性質とは、貸金業者は大藏大臣の監督は受けるが、その監督は銀行相互銀行等程嚴重ではなく、且資本的基礎も遙に薄弱であるので、貸金業者の融資金は専ら自己資本及び近親等の特定多數の者よりする借入金によつて運轉することを本旨とし、銀行等の如く不特定多數の者からの預り金を受入れて、これを他に貸付けて營業をすることは、預金者の保護に缺けるところがあるので、貸金業者は一般の零細資金を吸収して、これを融資の資金としてはならないとの意味と解せられるので、ここに同様の經濟的性質とは、受信的性質を有するものと解すべきである。

以上で「預り金」の意義を概説したのであるが、しからば、株主相互金融會社が、株式の譲受人から譲渡人に對する賣買代金の取立を爲して、その金を直ちに譲渡人に引渡すことなく、これを帳簿上譲渡人（これは、會社の役員又は、これと親族關係乃至は同様の密接な關係のある特定多數の者であるのが普通である）からの假受金として處理して社内に留保したものは、果して右に所謂「預り金」に該當するであらうか。

先づ此場合に會社の行う株式の讓渡及び代金の取立の法律的性質を考察するのに、會社は譲渡人の計算に於て自己の名に於て株式の賣買を爲し、その賣買から生ずる權利義務の主體となるのであるから、商法第五百二條第十一號の

取次に關する行爲を營むものであつて、會社は之を營むことにより問屋であるといふことができるのである。したがつて、會社と株式讓渡人の間に於ては、會社が株式讓受希望者に株式の讓渡をなし、次いで會社の集金人を使用して、讓受人から賣買代金を受領すれば、その受領の効果は當然に株式讓渡人に歸屬し、(商法第五百五十二條第二項) 會社と株式讓受人との間に於ては、會社は讓渡人のために爲した賣買について、讓受人に對して、その賣買より生ずる一切の權利義務の主體となるのであつて(商法第五百五十二條第一項)、讓受人が、會社の爲す賣買がその讓渡人のために爲されることを知ると否とは、賣買の效力に關係がないのである。

以上の如くであるから、會社が株式讓受人から集金した金は、株式讓受人からの借入金ではなくて、株式讓渡人に歸屬すべき金であり、會社はその金を、讓渡人の委任の本旨に従い(商法第五百五十二條第二項、民法第六百十四條)、これを社内に留保することは、純法律的考察に於ては、讓受人との關係では、何等受信行爲ではなく、正しく株式賣買代金の受入れであり、讓渡人との關係に於ては、讓渡人に支拂うべき金の一時的預り金即ち會計學上の假受金であつて、而も前述したように、株式の讓渡人は特定少數の者であるから、貸金業法に所謂「預り金」ではないと考えられるのである。

然らば、右に述べた假受金は、實質的考察に於ては、「預り金」であらうか。

そこで再び高橋檢事の説明を引用すれば、檢事は右の假受金は實質的には「預り金」であるとされ、その論據として、「株主相互金融會社の株式が、時價五十圓又はそれ以上している場合は論外であるが、會社の株式申込者は、名もないその様な株式を賣買する意思もなく、従つてその株を取得することは全然考慮せず、ただ一萬五千圓の融資を

目當にして、その賣買という形式が踏まれているのが實情であり、且現實に株式の移轉が爲されず、而も同一番號の株式を同時に數人に賣却しているという實情を勘案すると、名を株式の賣買に藉りての「預り金」又は掛金の徴收と見ることは、むしろ安當であらう<sup>註四</sup>。とされる。

そこで右の論點を要約すれば、「加入者は株式の取得は欲してをらず、日掛は株式の取得のためではなく、融資を受けるためであつて、それ以外ではない」というに歸着するであらう。

先づ檢事は、相互金融會社の株式の時價が五十圓或はそれ以上している場合は論外に置かれて議論を進められるのであるが、謂われる時價とは何を指されるのであるか。一般に株式の價格には、額面價格 Par Value、帳簿價格 Book Value、市場價格 Market Value の三が考<sup>註五</sup>えられるが、額面價格は此際問題にならないであらうし、帳簿價格も會社が缺損である場合を除き多少でも利益を擧げている以上は額面以上であるから、所謂市場價格を指していられることと思われる。ところが株式相互金融會社の株式の市場價格は常に額面通りなのである。即ち株主相互金融に於ては、株主が株式の賣却を希望するときは、會社は常に新しく株主とならうとしてゐる者を募集して、此者に對して額面價格で賣買を取次ぐのである。したがつて、新規に株主とならうとする者が杜絶えない限り、(そうして新規に株主にならうとする者が杜絶えるときは、會社の經營は困難になり崩壊に瀕するのであるが)株主相互金融の株式の市場價格が額面を割ることは會社が健全な限り絶對にないのであり、若し買受人がない場合は、會社の役員又はその緣故者が、會社に保留してある株主の賣買代金(會社が此等の者よりの假受金として處理しているもの)の支拂を受けて、自己の名に於て買取るのを常とするのであつて、此點からも額面價格以下ということはありません。

抑、檢事の見解は株式が額面以下の場合のみを取上げて、違法論を展開されるのであるが、その問題の取上げ方からすれば、額面と同等或はそれ以上の場合には當然合法とされているものと考えられるのであつて、既に株主相互金融會社の株式は、常に額面以上の市場價格を有していることが立證せられた以上、檢事の解釋の結論はむしろ逆の結果を導かなければならないのである。

次に株式買受希望者は融資を受けることは勿論目標であるが、株主にならなければ融資を受けられないからこそ株主になるのであつて、株主になるのは何等形式ではなく、融資を受ける目的のために、融資を受けられる權利を有する株主になるために株式を買受けて株主となるのであつて、當面の目標はただ株式買受代金を完済して、完全に株式を取得するということのみであつて、それ以外ではないのである。

一般に株式の取得は、株主權を行使する目的のために爲されるのであるが、此株主權には、主要權 (Hauptrecht) として利益配當請求權、残余財産分配請求權、議決權と補助權 (Hilfsrecht) として多くの法定された權利があるが是以外に定款又は株主總會の決議を以て株主たる資格に於て權利が與えられるときは、是も株主權に屬するのであつて、例えば新株引受權 (新法においては、これと法定の權利との中間的のものとなつた)、興業會社の劇場入場券、鐵道會社の優待定期券もこれに屬すとなすのは通説である。<sup>註六</sup>

株主相互金融會社に於ては、株主たることによつて當然所有株式の額面總額の三倍迄の融資を請求することができるのであるから、斯る權利は當然株主權に屬するのである。そしてそれ以外に、此株式は一般の株式と同様の株主權を總て有しているわけである。



したがつて、株主相互金融會社の株式取得は決して假裝ではないのである。

右の如くであるから、株主相互金融會社の株式買受人の日々支拂う金員は、正しく融資請求權を主とする株主權を行使せんがために、株式を取得した株主が、舊株主即ち株式讓渡人の受託者たる會社に對して支拂う株式賣買代金の日賦辨濟であつて、それを受領した會社が委託者の委託に基いて社内に留保したものであつて、何等不特定多數の者からの預り金ではなく、特定少數の者からの假受金に過ぎないのである。

然し右の理論からして現在行われている株主相互金融が全部合法であるとは結論できないのであつて、賣買代金を完済しても株式を引渡さないもの、株主名簿も設けず、又假に設けても名義書換の手續に應じないもの、帳簿上の處理に於て右の日賦金を株主からの掛金又は借入金として處理しているもの、株主に對して爲すべき通知も爲さず且株主總會をも聞かず事實上において株主として取扱つていないもの等は、正しく名を株式の賣買に藉りて、實際は「預り金」を行つているものであると考<sup>註七</sup>える。次に、今迄は設立又は増資が株式引受人によつて眞實拂込があつた場合について述べてきたのであるが、それが「見せ金」によつて行われた場合について云えば、設立登記又は増資拂込と同時に此等の者は株主となるが、同時に會社は此等の株主に對して額面相當額の立替金支拂請求權を有するに至るので、新しく此等の者より株式を讓受けた者は、讓受けと同時に立替金支拂義務を負い、(讓渡人に對して賣買代金の支拂をする代りに、讓渡人の會社に對する債務の支拂を引受ける)、斯くて會社に對してその債務を日掛にて辨濟するのであるから、會社が日賦金の受入れをするのは、債權の領收であつて、「預り金」ではないのである。

(註二) 前同

(註三) 朝鮮高判大一〇、一二、二三朝高判決録八卷民五七四號

(註四) 財政經濟弘報第二六五號三頁

(註五) Robbins; "No-Par Stock," p. 10

(註六) 田中誠二・新會社法論(上) 一八二頁

(註七) 尙株主相互金融ではないが、契約者と会社との間に金銭貸借債務辨済契約と稱する無名契約を締結し、会社が契約者に對して裏書讓渡禁止期間三ヶ月の約束手形一通を振出し、爾後掛金表により日掛にて金銭を受入れ、(合計で手形金額の三分の一になる)手形の満期日に手形金額の支拂を行い、更に右手形の支拂金と所定利息の合計額に達するまで日掛にて掛金を爲さしめて回収を行う形式の金融に對し、「会社は當初約束手形を振出すだけで何等現實に金銭の出捐を爲すわけではなく、却つて相手方に於て本來ならば將來手形金額の交付を受けて後に分割辨済すべき金銭の一部を、その交付前に豫め契約者に交付するものであるから、無盡とその經濟的構造は全く同一であり(中略)会社が相手方より受領する金銭はまさに「預り金」である」とされた判決(昭和二十五年(行)第八四號東京地方裁判所民事第六部昭和二十六年六月七日判決)があるが、此場合は手形の振出は判決の云う通り会社側に何等の出捐もなく、受取人はただ將來一定額の融資を受けるといふ期待権を有するにすぎないから、日掛の入金は債務の辨済ではなく、給付を受けるための掛金であつて、正しく不特定多數からの預り金という他はないのである。(參照高橋勝好著「金融金利率事犯の解説」一九六頁)